

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

芸術文化活動の振興についてお聞きしたいと思います。地域における芸術文化活動の支援っていうものに取り組みられてると思うのですが、そのあたりでどのように取り組まれているのかっていうところと、県指定無形文化財の島田人形浄瑠璃などに補助を行っていると思うんですが、そのあたりのルールについてお聞きできればと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

それでは、ただいまの芸術文化活動の振興についてお答えを申し上げたいと思います。

お尋ねの島田人形浄瑠璃芝居保存会等のルールということでございますが、こちらについては保存会の会則に基づき、芝居の伝承、保存維持を図り、芸能、趣味の向上に貢献するとともに、松浦神社社例祭における奉納上演を行っておられます。その地域の伝統芸能や伝統文化の保存、継承活動について公益性、有効性といった観点から補助することについて妥当かを判断した上で支出をさせていただいております。

光市教育委員会では、従前より説明いたしました島田人形浄瑠璃芝居保存会を初め、市内の文化財保存団体に補助金を支出しております。団体にはそれぞれ活動の目的があり、その目的は公益性、有効性といった観点から、補助することについて妥当かを判断した上で支出しております。

補助金の支出に当たっては、その他多くの補助金と同様、おのこの団体の事業計画や予算、事業報告や決算といった書類を提出いただき判断するもので、芸術文化独自の補助ルールをもった支出ではございません。

今後とも歴史的資源や市民による地域の伝統芸能や伝統文化の保存、継承活動につきましても市として多角的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。島田人形浄瑠璃は私もすごく見にいっているんですが、地域に伝承されてて非常にいいなっていう思いを持っております。

一つ聞いてみるんですが、光市には無形文化財の周防猿まわしというものもあります。今年は熊本の地震復興ということで、浅江にある猿まわし劇場で公演もやって、地域の方たちも初めてここに来た、初めて見た、場所も知らなかったとかいう方がすごい多かったんですが、このあたりで光市の無形文化財になっている周防猿まわしについては、芸術文化活動の振興ということで、どのように考えられているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

周防猿まわしに対する支援施策でございます。

周防猿まわしは昭和52年の周防猿まわしの会の結成以来、古典的な技と芸の保持、継承が図られてきており、市では伝統的な猿まわしの保護と未来へつなぐため、平成16年9月3日に無形民俗文化財にしておるところでございます。

浅江にある小劇場は、昭和61年にオープンしたのですが、現在は熊本県の阿蘇と山梨県の河口湖を拠点に活動を継続しておられます。

一昨年、新市誕生10周年を記念し開催した伝統文化芸能祭におきましては、公演時に好評をいただくなど、地元で開催する際には常に多くの観客でにぎわっているところがございます。

猿まわしの公演につきましては、会の主体により実施するものとなることから、光市で主体的に公演することは困難かとは存じますが、今後、周知、啓発に努めてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりましたが、やっぱり光市が猿まわしの発祥の地という部分もあります。島田で人形浄瑠璃が皆さんの誇りになっている、市の誇りになっていると同じように、猿まわしのほうも浅江の誇りであり、市民の誇りになっていくべきものであると思っております。どのような機会があるのかわかりませんが、10周年のときにはお呼びしたということもありますので、ぜひ広く市民の方に活躍する場が見れる場をつくっていただけたらと思いますので、このあたりは今後の取り組みをよろしくお願いしたいと思っております。

続いて、青少年補導員について少しお聞きしたいと思うんですが、以前、メール配信について登録件数、配信件数をお聞きしたと思うんですが、現在のメールの配信の登録配信件数は何件ぐらいかをお聞かせいただけたらと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

メール配信の登録配信件数でございますが、平成28年度現在のメール配信につきましては、9月1日現在、15件の登録をいただいております、9件の配信を行っております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

それで、以前、ちょっと改善を求めて、生活安全課のほうの光市のメール配信サービスとの連携をという部分でお話の中で、警察からの情報提供をもとに配信を行われていると思うんですが、この、いただいた情報っていうものは広く市民に広げてもいい情報と考えてよろしいですか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

御案内の今配信情報につきましては、教育委員会としましても広く進めておるところでございますので、基本的な必要と思われる情報につきましては広く対応していただくことが効果的であるかというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

そしたら、以前から改善を求めていますメール配信サービスとの連携っていうものが、広く市民に伝えるには、ものすごい効果があると思っております。

それで、先ほど登録が15件で、配信9件というお話がありましたけど、この事務方の手間を考えると、もういっそのことメール配信サービスと連携して、メール配信のほうで情報を広く市民に提供するというほうが効果があるのではないかと思います、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

御案内の配信情報につきましては、現在、教育委員会が委嘱しております補導員に対しまして必要と思われる情報をメール配信しているのが基本でございます。その情報は警察からのものを初めとしまして、学校教育課に入ってくる近隣地域の小中高校生にかかわる不審者情報や声かけ情報などが中心となっております。さらに幅広い方面からの情報収集が効果的であると考えられますことから、光市メール配信サービスとの連携につきましても、関係所管と協議してまいりたいと考えております。御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○田中委員

わかりました。安心安全の町をつくっていくには、やっぱり広く市民に情報を伝えて、みんなの目で守っていくことが効果があると思っておりますので、連携をよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に1点、光市立学校の将来の在り方検討会議についてお聞きしたいと思っております。基本的には、これの適正規模・適正配置っていうものがこの在り方検討会議の中に入っているのではないのかというお話をお聞きしますが、このあたりの考え方についてお聞かせいただけたらと思っております。

○太田教育総務課長

適正規模・適正配置の考え方についての御質問でありますけども、まず、将来の在り方検討会議においては、子供の学びを第一義に置いて今後光市が目指す学校像、モデル的な学校像はどのような学校であるか、そうしたことを協議、議論を進めながら、光市の新しい学校づくりを取りまとめたものが基本構想となる予定でございます。

御質問の適正規模・適正配置の考え方でございますが、これも同様に、先ほどの光市

の新しい学校、これを運営するためにはどの程度の規模が望ましいのか、どのような配置が適切なのか、そういった視点からの検討が光市における適正規模、適正配置の考え方につながるものと考えております。

策定予定の基本構想は一般質問でもお答えしましたように、ソフト面を中心としたものとなりますけども、検討会議におきまして規模や配置についてもさまざまな意見が交わされることが想定されますので、こうした御意見、御提言をしっかりと整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。光市の目指す学校像をそこで形にしていくというか、見える化していくというお話だと思います。私もちょっとこの会議を傍聴させていただいたんですが、その会議の中で個別の話はしないというお話がありました。それで、この会議自体、光市立学校の将来の在り方っていうことを書いてありますので、光市のというものを考えたら、現状分析のため、それぞれの学校が抱えている問題とか、そういったものをやっぱりよく聞いて、よく話をして、つくり上げていくことが大事ではないかと思います。そのあたりで個別の話はしないという意味を少しお聞かせいただけたらと思います。

○太田教育総務課長

まず、議員御案内のとおり、基本構想では個別に各学校をどのようにするかといったものではございません。しかしながら、目指す学校像、モデル的な学校像を考えるに当たっては、委員仰せのとおり、各学校の現状分析は大事と考えますので、生徒数や施設の状況など、過去から現在、またさらには将来予測など、分析したものを検討会議において資料としてお示しする必要があると考えております。

それともう1点が個別の話は検討しないということの意味というような御質問もいただいております。

このたびの検討会議における、基本構想の策定につきましては、先ほども申しました目指す学校像、モデル的な学校像、つまりこれから光市の新しい学校をどういうふうにしていくのかといったことを中心に考えていきます。

個別の学校をどうするかということについては未定ではありますが、次の段階になると考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。この在り方検討会議のほうで目指す学校像をつくって、その後に各学校に当てはめてっていうことで流れは理解するところなんですけど、本当に先ほど情報提供っていう部分がありました。各地域ややっぱり将来の4歳、3歳、2歳、1歳という子供たちの人数を見たら、将来この学校がどうなっていくのかということもリアルにわかってくると思います。ぜひそういったところの情報提供をしっかりと目で見えるように

数字で出していただいて、地元の方たち、学校関係者の方たちに理解、認識をしていただけたらと思いますので、しっかりとした情報提供をよろしくお願いいたします。

以上です。

○笹井委員

では、ちょっと2項目ほどお尋ねします。

まず1つ目は、勤労青少年ホームですが、廃止の方向性は決まっておりますが、これについての取り組み、利用者との話し合いをするというような話もあったと思います。その結果などを教えてください。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームの廃止に向けた取り組みということでございます。勤労青少年ホームにつきましては、6月の委員会の際にもお答え申し上げましたとおり、今年度末の廃止をめどに諸準備を進めてきておりまして、5月中旬、利用団体や地元自治会を対象に説明会を開催したところでございます。

この説明会においていただいた御意見を集約し、再度、個別に関係者に対し説明をすることとしております。

まず、利用団体につきましては、勤労青少年ホーム事業の廃止についてはいずれの団体においても一定の理解をいただいております、一部の団体におかれましては、既に今後利用できるほかの施設について検討いただいているところもございます。

次に、地元自治会との個別協議でございますが、今月中にも会合を持つ予定としておりまして、協議終了後、一定の方向性を導き出した時点で改めて内容等をお示しできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

全体の方向はわかるんですけど、ただ、勤労青少年ホームの中にもスポーツ系の屋外を使う団体とか、屋内を使う団体、それから文化系の団体などがあると思います。具体的な名前を聞きたいわけではないですが、大体そういった団体がよその施設に行くのか、それとも活動が廃止になるのか、その辺もうちょっとわかるように教えていただければと思います。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

前回の説明会の中でそういった、特にテニスサークルのところは一応自主管理による利用などということ今調整を行っているところでございます。そのほか、紙芝居とかにつきましては、倉庫としての活用ということでの利用も考えておられますが、いずれにせよ、この施設あつての話になりますので、そういったとこで今協議を進めておるといところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

廃止後に自主管理による利用とか、あるいは廃止後に倉庫として利用するというのであれば、私の解釈では、それは廃止したことになってない。市の公共施設をまた別に新しく貸し出すためのきちんと規定などを整備して新規に貸し出すという手続になるのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。廃止後にもまだそういうふうになにか施設を使われるということが、どのような位置づけで考えられておられるのでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

今、先ほども申しましたことですが、基本的にそういったところも要望として上がってきている段階でございますので、そういったところも今後調整していくところになるかと思っておりますので、そういったところでの協議中だと御理解いただければと思います。

以上でございます。

○笹井委員

団体からの要望であれば、そういう意見があるというのもわからんではないですけども、それに対してやっぱり市の対応としては、廃止するなら廃止すると、その後貸し出すんなら、また私は新しい規定が必要だというふうに考えてます。これは行政の皆様にも私が言う話でもないかもしれませんが、その辺の法的な位置づけというのはしっかりした上で対応を検討していただきたいと思っております。

これもちょっときちんと聞いてみるんですけども、建物については、廃止後はどうされるのか、そこは決まったところがあるのでしょうか。

○弘文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームの建物の今後でございますが、用途を廃止した場合には解体することが望ましいところでございます。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○笹井委員

わかりました。建物は老朽化してますし、私も当然そういうふうになるだろうなど、しかも解体するのも他の公共施設、他市の事例なんか見ると壊れてから解体するみたいなどころも若干見受けられます。しかし、それも行政の対応としていかがかなと思っておりますので、これはやっぱり今の時代、後になりやなるほど何か解体費が高つくというような傾向もありますので、早目の対応をお願いしたいと思います。

次の項目にまいります。

給食センターですが、地産地消給食について、春にはひじきの炒め煮が出たということですが、そのほかにこういった地産地消給食の進展はありますでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

光市産食材の活用は、子供たちへの食育の推進という視点から非常に大きな課題と考えておりまして、引き続きさらなる活用拡大を目指していきたいと考えているところです。

青果物につきましては、里の厨や農協を通しまして、また、直接我々のほうから生産者の方々に出向いたりして、栽培面積の拡大や栽培品目の増加、または栽培品種の統一化について引き続きお願いしているところでもあります。

また、海産物につきましては、1次加工、2次加工など複数の加工が存在しますので、なかなか活用が難しい状況ですが、今考えているのが比較的加工が容易なひじきコロツケの提供ができないかということを検討しているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。そういう取り組みが実際に小中学校の給食に出るようなことを期待しております。

終わります。

○四浦委員

私のほうでは2点ほどお伺いをいたします。

1つは、本会議で同僚議員からあった質問の中に図書館のリニューアルの問題がありました。

まず、お尋ねをしますが、不正常なというふうに私は受けとめたんですが、光市図書館運営協議会でしたかね、会議録を見ると、2回にわたって委員の中から、近隣の、何も本州の端まで行くとか、そういうことではなくて、県内の近いところの最近リニューアルした、そういう図書館に見学に行ってみたい。こういう老朽化した光市図書館ですから、これは当たり前要望でありまして、それを確か前回お尋ねをしたときは、まだ進んでないということでした。実施をしていないということでしたが、現在ではどういうふうになっているかお尋ねします。

○礪山図書館長

図書館についての御質問でございます。図書館協議会の委員さんから今言われたような御意見が出ておりまして、それを受けまして、本年7月に図書館協議会を開催いたしました。その折、次期、2月の予定でございますけど、その協議会終了後に新南陽図書館に視察をする予定ということになっております。

以上でございます。

○四浦委員

これまた悠長なお答えということになりますか。これまで繰り返しというか、そういう当たり前の要望が出ているにもかかわらず、2月というのは、受けとめた印象として

は多分ということで、今年7月に第1回の協議会を開いたとするならば、来年の2月ということでありますか。

○樺山図書館長

早目ということで日程の調整等もごさいますが、今協議会の中では次回ということでごさいます。

今、委員仰せのように、御意見はしっかり尊重して、これまではなかなか難しかったこともあったと思いますが、今後も協議会の委員さんの貴重な御意見を参考にいたしまして、運営に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○四浦委員

これまた不可解なお答えというふうに受けとめざるを得ない。これまで難しかった、何が難しかったんですか。

○樺山図書館長

これは何が難しかったか、具体的に前任の館長からも詳しいことは聞いておりませんが、先ほど申しましたように、協議会の委員の御意見を尊重しながら、図書館の運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○四浦委員

極めて簡潔で、委員長のおっしゃる明瞭な質問をし、そして簡潔明瞭なお答えをいただこうと思うておったんですが、何か終わるわけにはいかないような。

前任の館長からという言葉も出ましたが、何でそんなふうに難しく考えるんですか。また、前任の館長からは、こういう大事な問題が繰り返し出ているのに、引き継ぎはきちんとやられてなかったということですか。

○樺山図書館長

もちろん引き継ぎは受けております。こういう御意見が出されて、できるだけ早目に見学の日程を調整して、次の協議会の委員にお諮りして実施したいということで、引き継ぎを受けております。

以上です。

○四浦委員

できるだけ早い時期にということですから、期が変わったら、年度が変わったらすぐにでも実施してしかるべきテーマだというふうに思いましたが、極めて不誠実な態度を取られているなというふうに言わざるを得ません。改めて、こういう答弁ですから確認しておきたいと思いますが、図書館協議会というのは、これは事務局はどちらですか。

○ 亀山図書館長

事務局は図書館にあるということでございます。

○ 四浦委員

事務局長は図書館長ということではないですか。

○ 亀山図書館長

事務局長は館長の私であります。

○ 四浦委員

きちんと直ちに音頭を取って、来年の2月になってまた先延ばしになるというようなことがどうも危惧されますが、直ちにこういう問題は取り組まれる必要があると思う。

同じテーマで、ちょっと角度を変えて聞きます。市民対話集会で、この図書館のリニューアルに関する意見、そしてその答弁はどういうものがありましたか。

○ 亀山図書館長

やはり市民の要望としましては、図書館が40年経過しておりますので古いということと、それから、それに伴ってスペースが狭いと、開架のスペースがもっと欲しいということが一番要望されているところと理解しております。

○ 四浦委員

基本的な問題だけその話のついでにお聞きするんですが、建築後何年たっているのかということと、本会議でも何度も出た話で、重ねて恐縮なんですが、開架と閉架、その蔵書数は幾らになっているか、開架の割合は何%であるかお答えください。

○ 亀山図書館長

図書館、本図書館は40年経過しております。

それと、御質問の開架、また閉架の件でございますが、開架の蔵書の冊数が、これは平成26年度ベースでございますが、約19万点のうち開架が6万8,000点ということでございます。

以上です。

○ 四浦委員

答弁の中で、具体的なのが抜けておりましたが、市民対話集会で、中学生の質問に対して市長はどのように答えたか。このテーマの締めくくりにこのことをお尋ねします。

○ 亀山図書館長

市長は、議会でも答弁されておりますが、御本人の図書館に対する思いはございませ

て、新しくしたいという思いを持っておられるということで回答されたと認識しております。

○四浦委員

以前の答弁は、議会でちょっとちんぷんかんぷんな答弁だったんですが、個人としては図書館は建て替えたい、市川個人としては。そして、市長としては、それは難しい、そういう答弁をやったこともありました。

今回お尋ねしてるのはね、バージョンアップしてるんですよ。中学生の質問に対して市長はどういうふうに答えたか。一般の市民が尋ねたことではなくて、市長の最新号の意向ですから、それは図書館長として、きちんとつかんでおられないということですか。

○森重副市長

市長はこのように一般質問で議員の御質問にお答えをしております。公共施設全体のあり方を踏まえつつ、施設のリニューアルも含め、本市にふさわしい図書館のあり方について調査研究を行うことが望ましいのではないかと考えています。

以上であります。

○四浦委員

せっかく副市長が答弁を代わりにしていただきましたが、これも外れですよ。中学生の質問に対しては、市長はこのように答えています。一番取り組みたいのは図書館の建て替えなんだと、こういうふうに答えているではありませんか。ずっとバージョンアップして、市長の思いが以前とは違った形で表明されてきたと思いますが、図書館長はいかが記憶していますか。

○礪山図書館長

先ほど申しましたけど、市長の思いというものは大変感じております。ただ、私も館長として市民に必要な施設であるということは十分認識しておりますので、先ほど副市長が申しましたように、総合的に図書館のあり方について、市長の意向をふまえ、今後調査研究ということの中で考えていくものと認識しております。

○四浦委員

もうリニューアルは喫緊の課題だと思います。ということも強調しながら、この項はこの程度にとどめて、次の項に移りたいと思います。これは6月の委員会に続いての質問になるんですが、小中学校の部活動についてであります。

まず、国の動向なんですけど、報道等によると、文部科学省の省内会議でこの間の議論を受けて、6月中にも部活動を含めた教職員の業務全体の改善策に関する提言を発表する予定だと、このように報道をされております。6月といえば、もう既に2カ月余りたつわけですが、この間の光市における調査、あるいは国の動向や新しい変化について、前回委員会から前に進んだというものを中心に報告をいただきたいと思います。

○和田学校教育課長

それでは、部活動の件についてお答えをさせていただきます。

委員仰せのとおり、平成28年6月13日に学校現場における業務の適正化に向けて文部科学省から通知が出されております。前回の委員会でもお答えしましたように、それ以前より学校現場における望ましい部活動のあり方についてという通知が山口県教委から3月19日付で出されております。そのことにより、週1日以上適切な休養日を設けるように周知してきたところでございます。その件につきましては、継続して周知をおこなっている状況でございます。

以上でございます。

○四浦委員

6月の委員会では次のようにお答えになっているわけですね。本市の現状としましては、全ての中学校におきまして、この休養日は設けていますと、こうありますね。中学校全体を聞いたわけじゃないんですが、そして続いて、全体の65%程度の部活動が休養日を設けていると認識していますと。では、残りの35%については、6月の答弁では不鮮明なんですね。例えば試合や、大会に出ることを含めて部活動で土日が詰まったときには、努力方法として、平日に休むようにするだとかいうふうな話がありましたが、あれから3カ月たっています。しかも国を挙げての部活動の過熱化といえますかね、あるいは子供に与える影響もあるんですが、特にやっぱり教師の過酷勤務に相通ずるといふふうなことから、改善方向の音頭が取られているわけですが、この3カ月間どういう変化が見られたか。苦労話も含めて教えてください。

○和田学校教育課長

前回の委員会でお答えしたとおりでございます。市内5中学校全ての学校において部活動の休養日は設けております。

ただ、毎週1日以上休養日を確実に設けているという部活動は65%、残りの35%につきましては、毎週確実に1日以上休養日は設けておりません。大会の日程等でどうしても難しい場合は、いわゆるシーズンオフ等でその分を補填しまして、年間を通して計画的に休養日を設けていると聞いております。また、より教職員の負担感を軽減するためにも積極的に部活動の休養日を設けるように要請もしているところです。

本年度、夏季休業の8月30日、31日の2日間、全ての部活動を一斉に休養日をしたという中学校もあると聞いています。

このように、各学校、生徒の負担、そして教職員の負担の軽減を図るためにそれぞれの学校が工夫しているところでございますので、市教委としましても、その方向性が進むように今後も支援していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○四浦委員

苦労話も含めておおよそのところは出されたと思います。しかし、こういうものというのは、極端な例を出すと、どうしてもシーズンだから過熱して、1カ月間休みがないという部活動もあるやに聞いております。シーズンオフになったときにまとめて休む、これは余りいただけない話でね。やっぱり週単位というのが文部省の指針の中にもそういうふうに出ているわけでしょう。これを大事にしていくということが大事なんです。だから、大会があるからそのときはもう目いっぱいやる、休みはなしというのが何週間も続くというふうなことがあっちゃいけないというのが大まかな指針なわけですね。

そうしますと、今お話を聞いたら、どうもその指針に沿ってない部分もあるやに思いますが、それではお尋ねします。今後の目標について、あまりせっかちなことを聞いても難儀ですので、この年度末にはどの辺まで到達させていきたいかというふうな目標を持っているのではなかろうか。あるいは年度末といっても、もう半年ちょっとぐらいしかありませんから、その次の年度末かどうかわかりませんが、そういう目標を持っているかどうか、これをお尋ねします。

○和田学校教育課長

今の御質問につきましてお答えさせていただきます。

現時点では、今年度末まで、または来年度中という明確な目標設定はしておりませんが、ただ、国の指針でございます原則として週1日以上と、原則としてという言葉が明記されておりますので、できる限り週1日以上という方向に持っていけるように、今後も引き続き周知していきたいと思っております。

また、1カ月以上休みがないという点につきましては、中学校におきましては定期テスト等もございます。テスト期間中は部活動はしておりませんので、1カ月以上継続して休みなしで部活動をやっているということはないと、認識しているところではございます。いずれにしましても、国の動向、また県からの通知を踏まえ、引き続き市教委としましては、学校に周知並びに支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○四浦委員

ちょっと肝心なことを私は質問の中で抜かしてしまつたから、最後にこれをお尋ねします。教職員の、特に部活にかかわる教員の負担軽減のための外部指導者といいますか、ボランティアやボランティアだけではないものもあるかと思っております。今ここまでいっているというようなのはなかなか答えにくいのではないかなと思うから、質問を少しやわらかくしますが、そういう方針を練り始めておるかどうか、そこをお尋ねします。

○和田学校教育課長

部活動における外部指導者につきましてですが、現時点におきましても外部指導者は入っております。専門的な技術指導等もしていただいているところでございます。

また、光市におきましてはコミュニティ・スクール、学校運営協議会が、全ての学校で設置されております。地域の方々とのつながりの中で部活動においても支援していく

体制づくりが進んでるところでございますので、引き続き山口県に先駆けて進めているこのコミュニティ・スクールを柱としまして、部活動においても支援を継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○四浦委員

コミュニティ・スクールの話が出ましたが、まだまだ光市内のコミュニティ・スクールはいわゆる発展状況といいますか、到達点というのは偏っております。非常に進んでいるところもないわけじゃない。しかし、全体としていい形で行き足がついてるということではないんじゃないかというふうに思います。

ちなみに、ちょっと質問のついでにお聞きするんですが、外部指導者は入れておりますと、こういうふうに言われましたが、その人数は小学校と中学校とで、内訳は手元資料をお持ちですか。

○和田学校教育課長

部活動におきましての外部指導者についてお答えさせていただきます。

部活動におきましては、中学校で行っておりますので、現在外部指導者を導入している中学校につきましては全ての中学校、市内5中学校で導入しております。また、人数でございますけれども、現時点では、市内で19名の外部指導者をお願いしているという状況です。

以上でございます。

○四浦委員

答弁をいただいてね、19名というのが少ないなという印象があります。では、部活動というのは、中学校5校ありましたかね。その5校全ての中学校で総数、部活動は何部あるかというのはお答えいただけますか。

○和田学校教育課長

運動部、文化部でございますけれども、現在把握している数としましては59の部活動があるという認識をしています。

以上でございます。

○四浦委員

外部指導者が入っているかどうかということで、いや、入ってますということなんです。あっても部の数から見ると3分の1にも到達をしてないという状況であることを確認したということで、言ってもしょうがないんですが、今後の努力を求めて私の質問を終わります。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第60号 平成28年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

それでは2項目ほどお尋ねをいたします。

まず1つ目は、昨年からはまったデジタルアーカイブの光市内の自然とか、風景とかをインターネット上で掲示して使えるようにできるようなシステムですが、これの活用状況を教えてください。そのダウンロード件数などがわかりますでしょうか。また、それを使った何か印刷物などをつくった場合、完成品を納品してくださいというふうに書いてあるんですが、実際の納品の状況などがありますでしょうか。

○小野広報統計課長

「ひかりフォトライブラリー」についてのお尋ねでございますが、利用申請や会員登録などをこのサイトは必要としておりませんことから、ダウンロード件数については、カウントをしておりません。ただし、アクセス件数につきましては、平成27年12月にスタートいたしまして、本年8月末までの約9カ月間の間に延べアクセス件数が4,110件となっております。

また、雑誌などで利用された場合は、完成品を一部納品していただくようお願いをしておりますが、現在までに納品実績はございません。

以上でございます。

○笹井委員

4,110件のアクセスのが多いのか少ないのか、ちょっとここら辺は比較をするものがないので何とも言えないんですけども。写真について少しずつ増えておるような感じを持っておるんですけども、大体どういうふうなところをこれから増やしていこうというふうなお考えがありますか。

○小野広報統計課長

具体的にどこを、ということまでは考えておりませんが、職員が、取材の合間に撮影しておりますので、コンテンツの内容の充実には、今後も努めていきたいと考えております。

○笹井委員

あと、載せる写真で自然とか歴史関係ものは載っておるんですが、なかなか難しいのがイベントの写真で、花火とかああいうものは載っていますが、やっぱり人が写っている写真というのがなかなか難しいのかなと思っております。

私としては、確かに市民の人が「あんたが写っちゃら」みたいに言われるような明確なものでは、ちょっと今の時代難しいと思いますが、全般的な集合的な写真とか群衆的な写真、そういうのは市の記録としても、あるいはいろんな活用としても載せていくべきだと思います。そういうふうなイベントの写真について載せる計画があるかどうか、あるいは、人が写っているものに対しての載せる載せれないなどの基準がありましたらお答えください。

○小野広報統計課長

今、デジタルアーカイブという形では、風景とか歴史の建物などをやっていますが、「ふおとd e ひかり」というまた別のサイトでいろんなイベントの写真等は紹介しております。また、広報紙等に掲載した写真などにつきましても、インターネット上でダウンロードするだけでなく、個別に広報に載っていた写真が欲しいというような御要望がありましたら、市民の方でも、各種団体また本市ゆかりの企業さん等々への写真の提供は随時行っておりますので、個別の画像提供におきましては、その都度取り扱いを協議させていただきながら、できるだけ提供はさせていただきたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。確かに広報なんかにいろいろ載っていますし、関係団体の方とかはその写真が欲しいというのは、これは個別の相談になるのかなと思っておりますので対応をよろしくをお願いします。

フォトライブラリーの利用規約を見ますと、政治利用については特に記載はないのかな。宗教利用についてはお断りしますというような記載があったと思います。一般的に政治、宗教はだめとか、あるいは両方オッケーとかひとくくりにされることが多いんですが、政治利用はオッケーで宗教利用はだめというその辺の理由についてちょっとお答えください。

○小野広報統計課長

「ひかりフォトライブラリー」の利用規約における禁止事項についてのお尋ねでございますが、この禁止事項に記載しておりますのは、法令や公序良俗に反するようなものはもちろんですが、本市のイメージダウンにつながるようなものへの使用を禁止してい

るものでございます。

また、宗教活動に関する使用につきましては、慎重に取り扱うべきものの一例として掲載をしておりますが、宗教活動に限らず政治利用であれ、ほかのいかなる利用につきましても、本市のイメージダウンにつながるような使用を御遠慮願っているものというふうに御理解いただきますようお願いいたします。

○笹井委員

ちょっとよくわからなくなりました。例えば、宗教はだめですよと、これ明記してあればだめいうことで、それは対象が明確なわけですが、イメージアップはよくて、イメージダウンがだめと言われると、それは誰が判断するんだということになるかと思えます。

ちょっと具体的にお聞きしますが、政党とかあるいは私どもも政治家をやっておりますけれども、そういうところのパンフレットに、このデジタルフォトライブラリーの写真を使って、自分のパンフレットをつくる、自分の政党のパンフレットを作るとするのはよろしいのでしょうか。

○小野広報統計課長

禁止事項としておりませんので、それはよろしいかと思いますが、このサイトは利用申請も要りませんし、会員登録もやっていないということでございますので、個別事項につきましては、その都度御相談いただければ応じることができようかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○笹井委員

公序良俗については、これはわかるような気がしますし、光の風景の前にとっても見るに耐えんようなものを組み合わせたものを、市の素材からつくるというのは、確かに問題がある。もし、そんなもんがあればそこを禁止する、指導できるようにするというのはわかるような気がします。

ただあと、今言われましたイメージアップはオッケー、イメージダウンはいけないというのは、それは個人の価値観の問題で、そこに杓子が当てられないものだと思っておりますので、対象はあくまでも明確にしてほしいと。

今、政治活動についてはオッケーだということで、我々としても、もし使うときがあれば使ってもいいのかなと思っております。どうなんですかね、宗教でも別に私は問題ないんじゃないかと思うんですが、なぜ宗教がだめということで例示されているのかお答えください。

○小野広報統計課長

これはあくまでも本サイトの利用に限っての禁止事項ということでございます。一般的に自治体と宗教団体のかかわりというのは社会的、文化的な意味合いとか、慣習などに照らし合わせて、社会通念上相当される範囲であれば、例えば写真の提供も可能であ

ると思いますが、ここでは、やはり自由にダウンロードできるという関係上、そういった社会通念上一般とされるような相当の範囲の線引きとか、そのデータがどのように使われたかということを見極めることが困難なことから、慎重に取り扱うべきものの一つとして、今ここに明示しているということでございます。

以上です。

○笹井委員

この辺については始まったばかりですし、これに対する市民の反応とか、今指摘はしましたけど、ほかの方の価値判断なんかも入ってくると思いますんで、もうちょっと時間をかけてまた議論をしていきたいと思います。

ただ私はあくまでも公序良俗に関しては理解しますので、そこはきちんと禁止規定としてやるべきですけど、それ以外政治、宗教とかは自由にすべきだと。あるいは私は商品の販売のパンフレットなんかに別に光市のフォトライブラリーからとっても私はいいんじゃないかと思っています。そこも含めて許可制じゃなくて自由制にすべきだというふうに考えております。

じゃあ、ちょっと次の項目にまいります。

公共施設マネジメントについての本年度の進捗状況についてお答えください。

○松村行政改革・情報推進課長

公共施設マネジメントの取り組みといたしまして、白書の策定でありますとか、リーフレットの全戸配付、市民アンケートの実施など、昨年度までの取り組みにつきましては、これまでも御報告したところでございます。本年度に入ってからということで、国から要請がありました公共施設等総合管理計画につきましては、具体的な策定に着手し、専門的な視点や知識を活用するために委託契約したコンサルタント業者との協議や施設データの再整理、施設を管理する所管との調整等を行いつつ、計画内容の取りまとめを進め、去る8月24日の日に開催いたしました行政改革市民会議におきまして、計画の素案を示して委員の皆さんから御意見を伺ったところでございます。

このたびお示しした素案では、数値目標や施設累計ごとの具体的な取り組みの方向性につきましては、まだまだ協議検討段階にございますことから示しておりませんが、本計画が市としての基本的な方針を示すもの、いわゆる総論についての計画でありますことから、建物それからインフラ、公営企業という大きなくくりでの基本方針についてお示しをしております。現在、市民会議での意見や関係所管とのさらなる調整を行いながら、数値目標や施設累計ごとの具体的な取り組み内容等を検討しているところでございます。

今後は、これまでいただきました御意見や庁内での調整、また11月に予定しております市民会議や行政改革推進本部等での意見を踏まえて、計画案を取りまとめた後、12月議会におきまして中間報告、その後にパブリックコメントを経て3月議会での最終案をお示しをする予定でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。12月議会に中間報告がされる予定ということですので、またそちらのほうを楽しみに待たさせていただきます。

終わります。

○四浦委員

私の場合、一般質問でちょっと項目が多すぎて少し時間切れになったという関係もありまして、それを少し補足する形で何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、周南市に供給される水であります。熊毛地域については1年分で4,800万円の収益があるということが明確な答弁でありましたが、ここは企画所管でありますから、工業用水についてお尋ねをいたしますが、こちらのほうは明確な答弁が全くありませんでした。

そこで、重ねて本会議の続きとしてお聞きするんですが、参考にとということで、私のほうは、既にもう平成26年から実施をされている下松の工業用水、これについて紹介をいたしました。下松の工業用水は既に供給をされ続けていますので、現実にはいわゆる卸単価並びにエンドユーザー、つまり下松市が受け取る県企業局からの単価、こういうものはもうはっきりわかっているんだと思いますが、企画部長はわからない、わからないと本会議で答弁をしませんでした。これは、まあいただけない話ではありますが、現時点も振り返っておられると思いますが、今の段階で、光市は未来のことで、断定的な価格をエンドユーザーの単価、これを断定的に言うことはできませんが、既に供給されている下松市の場合は、光市と違って、幾らだということは調べればわかることですから、今の時点ではわかるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○岡村企画調整課長

下松市の県企業局への卸供給単価ということだろうと思いますが、確認をいたしまして22.64円ということで確認をさせていただきました。

以上でございます。

○四浦委員

そうしますと、下松市の場合で置きかえれば、光市のいわゆる供給工業用水量は既にもう明らかになっておりますので、掛け算すれば、年間の新たな収益というものが出てくるんだろうなと思います。それでは、水量が幾らか、並びに下松市の単価と、もし同じ額で掛け算をするならば、1年分では幾らになるかということはおわかりでしょうか。

○岡村企画調整課長

下松市の収益というお話だろうと思います。22.64円で企業局に現在1日2万m³供給をして、済いません、光市の水量で計りますと1億1,651万6,760円という計算になるろうかと思っています。

○四浦委員

本会議一般質問では、そのあたりが明確な答弁を企画部長からはいただけませんでした。今では、明確な1億1,000万円余りということが出ました。

問題は、その単価ですね。エンドユーザーの単価、つまり光市が1年間に受け取る収益ということになります。それは下松市とは少し異なると思います。まあ、余り大きく変わらないと思いますが、どのように踏んでおりますか。

○岡村企画調整課長

光市のそのあたりの額ということ、これから協議ということになるかと思っておりますので、現時点ではお答えはいたしかねます。

以上でございます。

○四浦委員

もうちょっと気のきいた答弁をいただけるかと思うんですが、全然わからないというものではありませんね。下松は末武川ダムの水を活用して、これを周南工業地帯へ供給をするということでもあります。もちろん、ちょっと形態が違います。下松の場合は渇水期に限ってという臨時的な措置をとられる工業用水の供給であります。そういう形態は違いますが、では、末武川ダムと減価償却の関係で頭に入れて比較をしたいということになれば、末武川ダムの完成年度並びに光市、光市と言うよりは、光地域広域水道計画にあるこの企業団でかかわってきた中山川ダムの建設完成年度、それを比較すればわかると思いますが、そういうものを比較したことはないんですか。

○岡村企画調整課長

ダムの建設年度については比較をした資料はございません。ただ、中山川ダムにつきましては平成6年10月というふうなことで資料ございますけど、末武川ダムにつきましては資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○四浦委員

企画部長はわからない、わからないばかりを連発しまして、この答弁を本会議ではやりませんでした。しかし、今お話があった中山川ダムがはっきりしよるが、末武川ダムは平成4年3月ですから、余り年度が変わらない。減価償却を算入すれば、むしろ中山川ダムのほうが少し有利になるかなあというふうに思いますが、どのように受けとめられますか。

○岡村企画調整課長

先ほども申しましたように、そのあたりの調整はこれからということになります。現時点では、詳しいお答えというのはいたしかねますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○四浦委員

今の答弁はもっともだと思えますよ。そんなに厳密に私も答えてほしいというふうには言ってるわけじゃあないんです。しかし、おおよそ比較対象にはなるだろうと。これが、下松の末武川ダムが昭和の年代の早い時期に建設したりなんかすると相当比較するのに難しくなったりする場合がありますかもわかりません。専門知識がないからこれ以上のことを言いませんが、そういう状況でさっきの課長の答弁の中に1億1,000万円余り、水量にして日量1万4,000トン余りというような供給が、これは、まあ、はっきり決まっているわけですね。本会議の答弁にもありました。

それでは、この件は本会議を補完する形でお聞きをしておりますから、あそこでのだけなかった答弁を今はいただきましたので、次に移りたいと思います。

上関原発問題です。この点は2つにわたって本会議の答弁は極めて不十分かつ不正確な答弁があったというふうに私は受けとめております。

まず、交付金の問題です。事実経過をつかみたいと思います。交付金については、この大事な問題で市長の姿勢が揺れ動いております。おさらいのためにお聞きしますが、正確な名称は、電源立地地域対策交付金と、上関原発にかかわってそういう交付金名がついております。では、この交付金はもし、名乗りを上げたということになるといつの時期に交付されるものであるか。それから、総額は周辺部で幾らになっているか。それからもう一つ、光市はいかほどになるか。これをまずお聞きします。

○岡村企画調整課長

このたびの上関原発にかかわる電源立地地域対策交付金ということであれば、交付については、基本的に着工年度から運転開始後5年後までの任意の期間ということになっております。配分額につきましては、上関町と2市3町へとそれぞれございますけれども、2市3町への総額ということになれば86億4,990万円、そのうち光市分については14億2,759万9,000円ということになります。

以上でございます。

○四浦委員

この交付金を受け取るかどうかということに関して、初期の段階に対する本会議における答弁は、極めて不正確でありました。したがって、改めてここでお尋ねをするんですが、初期の段階、2011年、これは福島原発の事故が起こる直前ということになりますが、その年の1月から2月にかけて、光市はどういう、市長はどういう態度をとりましたか。

○岡村企画調整課長

交付金の申し入れをした当時のことだろうと思えますけれども、交付金を有効に活用して市民福祉のさらなる向上を目指していきたいということで御答弁を申し上げてお

たかと思います。

以上でございます。

○四浦委員

それはそういうことでしたね。ただ、その年ですね、福島原発の事故のあった直前、2月1日の日、ほかの1市3町に続いてちょっと1カ月ぐらい遅れたということのようですが、交付金に関して、市長はどういうふうに県のほうに意思表示をしましたか。

○岡村企画調整課長

県のほうにということでございますけれども、交付金をまちづくりのために有効に活用したいというようなことを申し上げたのではなかったかと思っております。

以上でございます。

○四浦委員

その後、その意思表示ですね、交付金を活用して光市民の福祉のために使いたいというのは、これは、その瞬間だけではなかったと思いますが、いつまで続きましたか。

○岡村企画調整課長

いつまでかということで、ちょっとあれなんですけれども。基本的には、前回市長選に臨む前に、臨むに当たって交付金については受け取るつもりはないということで申し上げておりますし、事故直後には、原発の絶対的な安全性の確立、そしてゆるぎない安心と信頼の構築なくして交付金の交付はあり得ないというふうなことで申し上げたかと思えます。

以上でございます。

○四浦委員

事故直後というのは、それは福島原発の事故を指すわけですか。

○岡村企画調整課長

福島原発の後、23年の6月議会での御答弁ではそのようなことをお答えをしております。

以上でございます。

○四浦委員

不思議なことを聞きます。平成23年の6月議会では、交付金を受け取るつもりはないと答えたわけですか。いかがですか。もう一度お聞きします。

○岡村企画調整課長

濟いません、ちょっと時系列的に申し上げますと、原発が起こった、福島原発事故

が起こった後に原発の絶対的な安全性の確立、そしてゆるぎない安心と信頼の構築なくして交付金の交付はあり得ないというような形で答弁をしておりますし、その後、出馬表明のころに、上関原発に係る電源立地地域対策交付金についても受け取るつもりはないということで、御答弁をしております。

以上です。

○四浦委員

いやとんでもない話だ。事実経過を全くつかんでいない。企画部長が一生懸命、今、指を差したりなんかしよるが、それでも不正確な全く逆さまの答弁をやった。平成23年の6月議会には、まあ2度聞いて同じ間違いを繰り返すような答弁ですから、私のほうから議事録を読み上げましょう。

これは、この中にいる同僚議員の質問に対して、6月13日平成23年第2回定例会。ですから、福島原発の事故が起こって既に3カ月たった後の市長答弁です。これは、市長答弁というか、当時の政策企画部長であります。これは、「本市といたしましては、交付金が本市に交付されるのであれば、これを有効に活用し、市民福祉のさらなる向上を目指していく考えには変わりありません。」こう答えたんじゃないですか。議事録を持たんのですか。

○小田政策企画部長

平成23年の6月13日の議会で、市長は、一方では、土橋議員の質問に対しまして先ほど課長が申しあげましたように「最近の知見に基づく安全対策が示され想定外をも想定した抜本的な安全対策を講じるなどしている。今や、安全安心と信頼を構築できるまでは、この計画は前に進むことはあり得ないと考えている。」ということも、一方では申しあげているところでございます。受け取るつもりはないということを言葉として明言したのは、繰り返しになりますけど、平成24年9月の議会だったというふうに理解をしております。

以上です。

○四浦委員

最初に読み上げたのは全く交付金とは関係のない話でしょ。原発一般に対しての見解でしょう。交付金を受け取るつもりはないということを平成23年6月議会で全く言っていないでしょ。どうですか。

○小田政策企画部長

繰り返しになりますけど、受け取るつもりはないと明言したのは、今申しあげましたように平成24年9月議会の土橋議員、「私の考えに間違いはないか。」ということに関して「そのとおり受け取ってもらっても構わない。」その後の四浦議員に対して、「現状では受け取るつもりはない。」というふうに明言しました。先ほど来言っています23年6月議会につきましては、これは受け取るつもりはないというよりも、国からの交付

金の交付はあり得ない状況にあるということを申し上げたということを先ほどから時系列に御説明を申し上げているところでございます。

以上です。

○四浦委員

このテーマに入ってから、本当にけしからん答弁をしておると思いますよ。このテーマに入ってから、私は交付金以外のことに触れてないじゃから。原発一般の市長の見解をまるで聞いていないじゃから。なぜそういうふうな答えになるんですか。

もう一つ言いますよ。平成23年第2回定例会3日目、この年の平成23年6月16日、これは、四浦の一般質問に答えて、市長に成りかわって当時の政策企画部長が答えております。「この電源立地地域対策交付金の申請につきましては、現在のところ具体的な事務作業に入っているわけではございません。」こういうふうに答えながら、交付金そのものについて受け取るつもりはないというようなこの6月では全く言ってない。さっきから何度も、2度も聞いて同じような発言をしよるが、企画課長は訂正してください。

○森重副市長

るる今、四浦委員さんからいろんなお話があったわけですが、四浦委員さんがおっしゃるように、原発の電源立地交付金については、光市は受け取りたいという申し入れは、確かに平成23年の2月の1日にしているわけであります。その前提には、先ほど来、部長、課長が申し上げているとおり、この電源立地交付金を申請し、もらえるためには、さまざまな事務的な作業がありまして、要は先ほど四浦委員からもお話がありましたとおり、原発の建設に着工した年から完成後一定期間までの間にこの交付金を受容することができるという前提に踏まえるとするならば、その後に福島での事故がありました。それを踏まえて、市長は当時6月議会の一般質問に答える形で、「想定外をも想定した抜本的な安全対策が講じるなどして、ゆるぎない安心と信頼が構築されるまでは、この計画が前に進むことはあり得ないと考えています。」というふうに答弁をしとるわけであります。それということは、暗に上関原発工事が前に進まないということでもありますことから、それをもって電源立地交付金は申請をしないということでもあります。御理解いただきたいと存じます。

以上であります。

○四浦委員

こういうのが、詭弁の典型、モデルみたいなもんです。もう一遍、そういうお話がありましたから触れておかなきゃいけません。福島原発の事故が起こった直後ですよ、3カ月後の6月13日の同僚議員の質問に対して、政策企画部長が市長を目の前にしたところで答弁したところによると「本市といたしましては、交付金が本市に交付されるのであれば、これを有効に活用し、市民福祉のさらなる向上を目指していく考えには変わりありません。」このように答えとるじゃないですか。今のは脈絡がないじゃないですか。いかがですか。

○森重副市長

交付金が交付されるのであればという前提ですから、脈絡がある、ないということにはならないと存じます。

以上でございます。

○四浦委員

まさにごまかしにごまかしを重ねるような答弁が続きましたが、それでは次のところに移っていきたいと思います。

その後、もう一度尋ねます。私は、その年の6月、福島原発の事故の起ったあるいは光市が交付金を受け取りたいということで県に名乗りを上げたその年のことを今まで問題にしましたが、その明くる年についても、少々問題視をしております。

今まで、電源立地地域対策交付金については、これは、議会の正式な場ということになりましようか、受け取りたいから受け取るつもりはないというふうに変ったのは、いつでありますか。

○小田政策企画部長

平成24年9月議会9月4日土橋議員のお尋ねに、交付金はもらわないと明言されたけれども、ごめんなさい、失礼しました。出馬表明をする報道で、記者会見で交付金を受け取らないと言明したと報道されたが間違えないかというお尋ねに対して、市長のほうからは、議会の場で「上関原発に係る電源立地地域対策交付金についても受け取るつもりはない。」と初めてここで明言をしております。

以上です。

○四浦委員

明言という言葉などは全然当てはまらない。揺れ動いてきたというふうなことしか言えないわけですね。その年の福島原発の事故が起こる前は交付金を受け取りたい、県に意思表示をし、6月議会でも受け取るつもりだと市民福祉に使いたいと、このように答えながら、では、なぜ9月に変わったか。市長選挙が10月にあるというふうなことから、市長選挙に向けての原発問題に対する見解をその時期に取りかえてきた。交付金問題に典型的にあらわれているんですが、交付金を受け取るつもりはないという答弁もありましたが、もう一度確認しておきます。原発問題で、では、特に上関原発については、どういうふうに市長は、全体として意思表示をしたかということもお尋ねをしときます。

○小田政策企画部長

さっきちょっと言い間違えましたけれども、9月4日の同議会の中で交付金はもらわないと明言されたけれども、「上関原発計画には賛成をしないという認識でいいのか。」という土橋議員のお尋ねに対しても、市長のほうは、「今、日本の現状を考えると議員がおっしゃられるように受けとめていただいで結構である。」という答弁をして

おります。

その後、同じ議会でありますけれども、四浦議員からの再度の念押しのようなお尋ねに対して、「先行議員の質問の中で交付金をもらわないということは、上関原発建設の反対の立場と考えてよいか。」に対して市長はどう答えたかという四浦議員のお尋ねに対して、「現状では上関原発に賛成できないというふうに述べました。以上であります。」という答えを市長のほうから申し上げるところであります。

以上でございます。

○四浦委員

このテーマについてはですね、ちょっとこれでもうとめたいと思うんですが、その後の、12月4日に平成26年同じ年ですね、第5回定例会が開かれております。そこでは、交付金に関して、あるいは原発そのものに対して、上関原発の賛否についてどのような答弁をしているか紹介してください。

○岡村企画調整課長

26年の12月議会ということであれば、上関原発に賛成できない、電源立地地域対策交付金を受け取らないということであるが、地方紙の選挙所のアンケートでもその賛成できないということを申し上げているということ。それから、24年の9月議会で「現状では上関原発に賛成できない。交付金を受け取らないということをずっと申し上げており、同じ答えをさせていただいている。」ということ。

それから、「市長がこの市議会という公式の場で今まで何度もお答えしているということは、議員御承知のとおりであるし、その答えこそがまさに議員の言われる発信そのものであるというふうに認識をしている。」ということを、当時、部長のほうから申し上げております。26年の12月議会ということであれば、そういうふうになるかと思いません。

○四浦委員

市長はこの直前の本会議の私がやった一般質問ですが、それに答えて、ほかには見られんような意思表示をしているんだという大層な表現をして、原発問題に特化した自分を評価してほしいというような態度をとりました。そういうことが言えるかどうかちゅうのは、若干精査してみたいと思う。

では、年度初めに必ず、3月議会で施政方針をうたいますが、その後、福島原発の事故が起ってから、まあ、起こる前でもいいです。上関原発も今言われているような「賛成できない」などというようなものが、福島原発の事故の前後を含めて今日まで、一言でも触れたことがありました。いかがですか。

○岡村企画調整課長

施政方針の中で上関原発に触れたことはここ近年はないというふうに認識をしております。

以上です。

○四浦委員

さっきから時系列的に話を聞いていけば、突如として福島原発の事故の起こったすぐ直後でもなし、市長選挙の直前になって賛成できないという原発全体のこの意思表示をする。交付金についても同じです。交付金は受け取るつもりはないというのは、そういう時期に初めて言う。まさに選挙の直前になってそういう意思表示、態度豹変が起こったと見られても、仕方がないと思います。市長が今ここにおるわけではないですから、こういう話は市長に直接聞くべきことでもありますが、本会議の答弁が余りにも言われるような自分一人が何か突出して筋を通してしているような答弁でありました。一言つけ加えて、もう一つ言うなら、県知事の埋め立て延長許可について特に申し上げることがないなどというような、そういう光市民の上関原発の建設に対する拒否感、その願い、それを踏みにじるような答弁を本会議では繰り返したということを厳しく指摘しまして、ちょっとこの項は終わります。

ちょっとテーマが全く変わりますが、自治体クラウド、今後、光市は4市1町で取り組むということですが、若干この問題は本会議などでも出ておりませんでしたから、せっかく委員会が今開かれているわけですから、どういう中身かということをご説明いただければと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

共同利用型自治体クラウドシステムの内容ということでございます。こちらの導入につきましては、平成27年の5月から県内の10市町で検討会議を設置し、共同利用型クラウドシステムの検討を行ってきたところでございます。これは、行政システム全般につきまして、幾つかの市町で共同して運用していこうというものでございます。

10市町で検討を進めてきたんですが、このうち、先ほど御紹介もありました5市町から参加意向が示され、本年3月28日に推進会議を設置し、4月に今後の方針やスケジュール等を調整するための会議を開催いたしました。

役員会におきましては、導入業者をプロポーザル方式で選定することとし、4月の21日からシステム事業者募集を開始し、3者から応募がございました。5月の下旬にシステムのデモンストレーション実施、6月にヒアリング、7月下旬に日立ソリューションズ西日本様を受託候補者として確定いたしました。現在は受託候補者とシステムの仕様等の具体的な調整作業を進めているところで、対象とする業務が全部で37業務ありますが、このうち本市においては29業務を対象として検討を進めているところでございます。以上です。

○四浦委員

委員会の議論を通じて、この自治体クラウドについては、議論をしてきたつもりであります。その点から言いますと、遅きに失したというふうに思いますが、あわせて2つほどお尋ねします。

一つは、全国的にはどういう規模で広がってきているか。それから、この5つの市町の共同で取り組むということになりましたが、音頭をとったのはどちらであったか、その2つについてお尋ねします。

○松村行政改革・情報推進課長

自治体クラウドの全国的な取り組み状況等ということでございますが、総務省のホームページによりますと、平成28年1月現在、全国で56のグループが取り組んでいるということでございます。そうは言いましても、この56の中に本市を含むグループが含まれておりませんので、総務省の調査から漏れているグループも幾つかはあるのではないかとというふうに想定しております。

この56グループで347自治体、人口で申しますと約995万人が対象となっております。

それから、本市を含む4市1町の取り組みで音頭をとったところでございますが、一番最初に声がけをいただいたのは周南市からでございます。

以上です。

○四浦委員

比較的難解な言葉で自治体クラウドと言ったって、先ほどは29業務と言われましたが、特徴的な業務についてどういうものがあるか、少し具体的に報告をしていただければというふうに思います。

もう一つ、周南市からが音頭をとったということですが、光市でも委員会等で繰り返しこの問題は議論をしてまいりましたが、光市が音頭をとっていないということは意外でありましたが、どういう役割を果たしたんですか。

○松村行政改革・情報推進課長

初めに業務の中身でございますが、29業務ということで中心的な業務といたしますのは、それぞれの市町が共通して行っております住民基本台帳それから税を取り扱う業務が中心となっております。

それ以外に、それぞれの市町の実状に応じて、さまざまな業務を行っておりますが、本市におきましては、新たな業務といたしまして、証明書等のコンビニ交付、それからコンビニ収納というものを検討に加えております。

コンビニ収納につきましては、他市町では既にやっておるところはありますけれども、本市の場合には、今回の新たな取り組みとして、この2つを含めておるところでございます。

それから、光市において前々から話があったのにどういう役割を果たしたかというところでございます。クラウドにつきましては、総合計画の中でも、その取り組みとして掲げております。本市の場合には平成25年度から、アカデミー研修センターへの参加であったりとか資料の収集、検討等を行ってきたところでございます。

こうした中で、平成26年度マイナンバー制度への対応などについて、近隣の市町の情報システム担当者と事務レベルではございますが、お話をする機会がありました。その

際に、共同利用の可能性ということについて、話題が及びましたことから、周南市と一緒に広島県に先進地視察等にも行っております。

その後、平成27年の3月に周南市から声かけがあったことから、本市を含む4市6町が呼びかけに応じる形で、担当者レベルの事務レベルでの会議を開催したのがきっかけとなっております。

以上でございます。

○四浦委員

聞き漏らしたかもしれませんが、基本問題ですが、この5自治体が共同して取り組むことによって、いかほどの節約になるか。それは、なぜそういう大幅な経費の削減が図られるのか。中身について、少しそうですね、電算委託システム改修委託料などというようなものがありますが、そういうものとも絡めて説明していただけますか。

○松村行政改革・情報推進課長

削減効果についてのお尋ねでございます。最終的な金額につきましては、現在調整中、協議中のシステムの内容によりまして若干の増減が予想されるところでございますが、プロポーザルの際に提出された見積書などの資料によりますと、4市1町の共同利用全体で、10年間で、現行のシステムの費用約60億円に対しまして、共同利用移行後のシステムの場合には30億円を想定しており、全体で50%程度の削減を見込んでおります。

本市におきましては、共同利用化に移行する予定のシステムを引き続き10年間利用した場合の推計が約16億円程度、新システムに移行した場合には約7億円程度と10年間で9億円の削減効果を見込んでいるところでございます。

以上です。

○四浦委員

終わります。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第62号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長兼税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第63号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長兼税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

では、2項目質問します。

1項目めは、空き家対策についてです。

空き家対策は、毎回毎回聞いていますけど、管理不適切のほうの空き家対策です。進捗状況についてお答えください。

そして、新聞報道でも問題になっております。光で、横にもう大分倒れかかった空き家があったと思いますが、これについても、どのようになっているのかお尋ねします。

○藤本生活安全課長

今現在の情報提供件数では77件、そのうち適切に管理されていないと判断したのが62件、空き家で適切に管理されているのが15件になっています。

62件のうち解決済件数が33件、解決に至っていない件数が29件。

以上でございます。

それと、光の空き家なんですけど、7月に、新聞等テレビ報道されましたが、相続人さ

ん自らが、いわゆる自費解決という形の中で、既にきれいに整地されておられる状況でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

先ほど空き家として問題なのは62件のうち、解決したのが33件で、未解決が29件と言われましたけれども、これ順次、3カ月前の議会と比べてプラス何件かという、そこら辺の進捗もわかれば教えてほしいんですけども。

○藤本生活安全課長

今のが、8月31日現在でございます。それで、若干情報提供の数もありますので、今、2カ月前より幾ら進捗したかっていう手持ちの資料がありませんので、はっきりお答えできません。

○笹井委員

わかりました。

こちらの質問については、毎回毎回、ちょっといろいろ興味あって聞こうかと思っておりますので、対前年比でもいいですけども、その進捗がわかるような形で、また御回答いただければと思います。

次の項目にまいります。

コミュニティセンターについてですが、コミュニティセンターへの移行は4月1日に実施されております。

これにつきまして、今まで公民館であったものが、コミュニティセンターになるということで、必要経費を取った有料会議も法的には可能になったということと、あと自販機の設置についても、法制度上は可能であるという答弁は今までいただいておりますが、実際に、そういうコミュニティに自動販売機が設置されたという話は聞きません。

その辺の設置の進捗状況については、どのようになっているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

自動販売機の設置の進捗状況についてでございますが、6月の当委員会におきましてもお答えしておりますが、コミュニティセンターの自動販売機設置については、設置方法等について、関係所管及び設置業者との協議を行っております、その結果を受けて、今後地域との協議に入っていきたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

そこがちょっとよくわからないんですけど、設置方法で、例えば、もう市の設置だから、直営で市当局でやるというのであれば、これは市の業務ですから、市に管理状況を

尋ねればいいわけですがけれども、そうでなくて、管理団体がコミュニティ協議会であれば、コミュニティ協議会での議論状況を尋ねるのかなと思っております。

結局、どちらの方向に今議論が進んでおるのがわからないんですけれども、方向性としてはどうなんですか。市が直接設置するのか、それともコミュニティ協議会が議論して判断に任せるのか、どちらなんですか。

○縄田地域づくり推進課長

設置につきましては、基本的には、市が設置するのではなく、設置を希望する地域が市に場所を借りて、地域が設置をするということを想定しております。

以上です。

○笹井委員

では、また、設置を必要とする地域があれば、そこで考えてもらうということですが、設置を必要としている地域というのは、今把握をされておられますか。

○縄田地域づくり推進課長

正式に地域への設置希望調査等は行っておりませんが、これまで2カ所から設置を希望するというお話は聞いております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。全然把握されてないのかなと思ったんですけど、今、2カ所は、こういう声がきちんと担当所管のほうに上がってきておるということでございますので、それなりに進展しておるということは理解はしました。

その2カ所については、コミュニティ協議会のほうの議論はどこまで進んでおるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域で協議に入る前に、市として一定の方向性を固めておく必要があると考えておりますことから、今、市のほうで、関係所管、それから、設置業者と細かい調整を行っております。そういった協議を終えて、市として一定の方向性を示した後に、正式に地域と協議していきたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

物事の進捗状況の途中においては、こっちに主体があったり、あっちに主体があったりというのは、瞬間的にあり得るのかなと思いますが、聞けば、最初の話では地域、ところが後聞けば、市のほうでも考えんといけん、みたいなことを言われると、現時点でどういう状況かなというのが、なかなか理解が難しいところです。

ただ、その2地区については、一応設置の方向で、担当所管とコミュニティ協議会で議論をしとるということで、そう理解でよろしいんですか。

○縄田地域づくり推進課長

そういうことです。

○笹井委員

わかりました。方向性は、その2カ所については見えましたので、また具体的な進捗とかありゃあ、これができて結果があって、それで初めて市民の福祉向上につながると思ってますので、そちらのほうまた期待しながら、また自分としても勉強していきたいと思います。

終わります。

○四浦委員

私のほうは1点だけあります。

小周防のローカルの問題なんですが、主要地方道下松田布施線の交通量は非常に多い。あの地域で縦横に県道などが走っておりますが、一番交通量の多いところかなと思います。

しかし、地域の方にとっては、ごみを出す、あるいは通勤時間に市道からこの県道に侵入する、右折する、左折する、というようなこともありますし、農作業で、この道路を車だったり、歩行者だったり横断せざるを得ない。そのようなことで、長年といいますか、以前から要請書が、窓口は光警察署になりますから、出されているようですが、市のほうの担当部署として、この信号機の設置要望についてですね、どういうふうに見ておられるか、そのあたりからお聞きしたいと思います。

○藤本生活安全課長

この要望は4年前に自治会のほうから、光の警察署に上がったような状況でございます。

それで、光の警察署のほうも、山口県公安委員会に毎年上申しているような状況と聞いております。

一応、最低限必要な信号機という判断は、あくまでも山口県公安委員会が決定をすることですので、私のほうで一概にどうだこうだ言えないんですが、基本的には県も予算の範囲内で、最小限必要なところに設置するというのが現状だと思いますので、上申はしているが、いまだに県公安委員会の決定がなされないままになっていることだと思います。

○四浦委員

少し具体的にお聞きをしますが、交通量等の警視庁のホームページには、信号機の設置指針についてという基準が示されておりますが、必要条件が5項目ある。

その5項目は、交通量がどうだとか、交通量の多さです。あるいは、他の信号機との距離がどれほど離れていなければならないか、などがありますが、5項目の必要条件なるものには該当するのかなと思います。いかがですか。

○藤本生活安全課長

まず、5項目の中で一番目の項目として、自動車等が停止する幅員があるかどうかというのは、多分ここに該当すると思います。

あと歩行者が横断待ちの時に、滞留所があるかどうかというのも、これも該当するんじゃないかと思われま。

3番目の1時間当たりの主道路の車の量が300台というのが、基本の指針だろうと思うんですが、いわゆる横断する車の量がそれだけあるかどうかというのは、これはちょっと、私の個人的な意見かもわかりませんが、非該当じゃないかなと思っておりま。

あと、隣接する信号機の位置が150m以上離れておると、これも十分該当するとは思いますが、いわゆる1時間当たりの300台の交通量が、一方的な交差する量が余りにもないという感じではないかと推測しております。

○四浦委員

主道路という主語がついておりますが、主道路自動車等往復交通量が最大となる、1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上あることというふうな、この基準の3番目ですね。これは、主道路といえ、下松田布施線のことを、この場合は指すのであって、枝道の光市道を指すのではないというふうに、私は受けとめましたが、いかがお考えでしょう。

○藤本生活安全課長

基本的に主道路は下松、柳井に行くメインだとは思いますが、しかしながら、そうはいっても、やっぱり全体の交通事情等を客観した中で、今まで山口県公安委員会がそこに信号機の必要性がないという状況がありますので、主要道路と、これに枝分かれている交差点の1本の道路も、基本的には、総合的に勘案して決定しているのではないかと、私は個人的には思っています。

以上です。

○四浦委員

個人的には思っているということなんです、光市民が、あるいはその地の自治会が、長年にわたって要望しているが実現しないから、ずっと今まで生きているということなんです、今回質問を通告するに当たって、枝道から出てくる、これは自家用車など四輪車だけではないと思いますが、人の数というようなものも調査をされたということはないわけですか。

○委員長

藤本生活安全課長、個人的な考えは謹んでください。

○藤本生活安全課長

はい、わかりました。

○委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○藤本生活安全課長

上申するときに、警察は多分交通量調査をしていますので、今年したかどうかというのは、何ともいえませんが、警察のほうが上申する以上は、必要最低限の交通量というのは、はかっておるとおられます。

○四浦委員

いよいよ、ローカルの問題ではありますから、質問はこの程度にしておきたいと思いますが、いわゆる却下をされたら別ですがそうではない、言い切ることはできないけれども、毎年上申をされてるというから、要望書は生きているわけです。これはやっぱり市の担当部署が、市民から出されたこの種の要望に対して、懇切に受けとめ、独自の調査をし、その後押しをするということは、重視はしているというふうに受けとめとるわけです。

歩行者だけではない、自転車や車椅子、集落のごみ置き場などで、横断する機会があるけれども、下松田布施線が通っておりますから、随分の交通量があり、なかなか渡ろうに渡れない。過去にも死亡事故が起こっている箇所であるということなども、頭に置きながら、この問題については、担当部署としても重視をしていただきたいと思います。

ちょっと念のために聞きますが、主要地方道の下松田布施線のこの地域における往復で、普通数えるようですが、5年に一遍、国土交通省などが実施している、県がやっている場合もあるようですが、それで、どれだけの交通量が下松田布施線に入っているかということ承知しておりますか。

○藤本生活安全課長

承知しておりません。

○四浦委員

実は、私のほうは調べてみました。これはそんなに難しいことじゃないんですね。

県の、これはホームページに出ております。山口県庁道路建設課ホームページ、5年ごとにはかるんですが、平成27年度はまだ公表されておりませんから、ホームページには数字が紹介されおりません。

22年の道路交通センサス交通量図によると、この主要地方道下松田布施線は、残念ながら、この辺の地域では出ておりませんが、この少し西側、周南市大河内ですね、ほぼ交通量は変わらないと思うんですが、ここの交通量をはかったのがあります。

交通量1万1,860台というのが、いわゆる昼間の12時間単位、ちなみにこの中で、大型車類は1,286台、ちょうど10分の1、1割なんです。大型車両の通行が多いのも特徴の一つです。

ちなみに主要地方道徳山光線の小周防新宮にいたっては、交通量6,901台、これも12時間です。大型車類は456台。

なお、主要地方道徳山光線の、一般県道光玖珂線の小周防、下小周防あたりです。ちょうど周防公民館を出たところの県道です。これが同じ12時間で5,020台。大型車は399台。承知をしてないようですから、それは無理もないかなとも思いますので、それを責めるつもりはありませんが、こういう数字も頭に入れながら、長年地域の住民、これが殿山だけでなく、植松などの住民も含めて、強い要望があるということを強調しまして、終わります。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第64号 庁舎空調設備改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

済みません、少し内容についてお聞きしたいと思うんですが、重油のほうから電気に代えたということなんですが、これのメリット、デメリットについて御説明をいただけたらと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

重油からエアコンへの比較であります。まずメリットといたしまして、1点目、コスト面であります。平成25年に行いました基本設計によりますと、導入経費及びランニングコストをあわせました通常の耐用年数15年間で計算いたしますと、エアコンが15年で約4億1,300万円、重油が約5億2,000万円で、概ね1億700万円の経費節減が見込まれております。

また、重油方式でありましたら、窓際送風機についてもいずれ更新が必要となりますが、既に複数個所故障しておりますが、約50年前の機械でありまして、修繕がだんだん難しくなっておりますので、こうした経費もかさんでくるものと考えております。

次に、環境負荷に対するメリットがございます。これは、CO₂の排出量が年間、重油で720トンございます。これが電気でありますと約半減されて323トンへと、大幅な環境負荷の低減につながるものと考えています。

また、デメリットといたしましては特にはございませんが、あえて申し上げますと、更新時に本体工事以外に各フロアごとの工事が必要となると考えております。

以上でございます。

○田中委員

細かい説明をありがとうございました。メリットのほうが大きいのかなという印象を受けました。

それで、今、図面のほうも後ろについておるんですが、これを見ると、3階部分が見当たらないような気がするんですよ。これはどう理解すればいいんですか。

○小田総務部次長兼総務課長

今お尋ねの配置図ですが、20ページからつけておりますが、3階がないということですが、3階自体がこの委員会室も含めまして個室化されております。従来より個別型のエアコンを設置しておりますので、今回の工事には必要がないということで、工事図面をつけておりません。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。対応済みと考えていいですね、はい、わかりました。

これで、落札金額です。予定価格の7割を切るぐらいの金額ということなんですが、ほかの建設工事とかだと単価の上昇とかで工事金額が上がったりとかいう部分があるんですが、これ7割ぐらいという金額になった理由というものがわかれば教えていただきたいと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

予定価格の7割という理由ではありますが、これは入札執行後の結果でありますので、市といたしましては企業の企業努力であろうと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。企業努力でいい結果が出たということで。

それで、今後についてなんですが、空調設備改修工事についてですね、これ以外に工事に対してお金がかかるものがあるのかどうか。それと1つ心配なのは、やっぱりこの庁舎の耐震化というものがないというものがあるので、工事のときに、例えば、セメントに何か細工をするときに耐震化がない部分で、また追加工事が必要になってくるとか、そういった恐れがあるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○小田総務部次長兼総務課長

まず1点目の工事の、ほかの工事につきましては、全体工事といたしましては、本年度の当初予算にも計上いたしておりますとおり、機械の設備工事、今回の契約の分でございます。これに今後、入札を予定しております配電盤等電気設備工事一式がございます。これは、約5,000万円の予算であります、2カ年でですね。これが追加となる予定でありますので、これの入札準備を今後行っていく予定であります。

また、耐震性等も含めて、万が一の追加というお尋ねではありますが、無いというふうには言い切れるものではございませんが、今、基本設計、実施設計の状況を見ますと、今後の大幅な追加はないであろうと推測しております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

以上で終わります。

○笹井委員

先ほどの質問をちょっと継いで質問をしたいと思います。

先ほどの説明、メリット、デメリットのところ、重油であれば5億円ちょっとと、エアコンで稼働すれば年間が4億円、差額が年間1億円であるということによろしかったですかね。

○小田総務部次長兼総務課長

総額、15年で計算をして1億700万円でございます。

○笹井委員

15年間のトータルのメリットが1億いくらということですか。わかりました。

それで、庁舎の耐震化とか、あと建てかえについては、これはちょっとこの議案とは直には関係してこないとは思いますが、ここで庁舎を建てかえれば当然、空調施設も全面的に建てかえるわけですが、これ市としては15年間庁舎の建てかえがないということ的前提にこの工事を進めるということなんですか。

○委員長

笹井委員、ちょっと議案とずれてきたので、その辺はいかがですか。請負契約についての中身でありますので。違いますからね、中身がね。

後ほどまたありますので、後ほどちゃんと整理をしながら質疑をしてください。

○笹井委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第60号 平成28年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：小田総務部次長兼総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

①光市国民保護計画の変更について

説 明：中尾防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、庁舎の耐震性と建てかえについてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどの議案でもありましたが、今後15年の光熱費の比較をもとに先ほども議案提示され説明があったわけですが、ということは、15年間この建物を使うという方向も市が持っているという考えでよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

15年間、本庁を建て替えないのかということではありますが、建て替えないという方針は出しておりません。

以上でございます。

○笹井委員

先ほど、議案はもう解決されましたけど、一応10億円の契約を結んで控除するというで。失礼しました、1億円ですか。ただ、これがまたもう数年後の建て替えをするということであればこの投資も無駄というか、短期間で終わってしまうわけです。一応市としても今のままずっと使っていくというのと、今回、空調をやり返るとするのは、いろんなシミュレーションをして今回の議案の提出になったとは思いますが。そこで市としては何年ぐらい使うというような計画を、見積もりなどはとられているのでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

基本的にこの何年使うかというような予定は立てておりませんが、先ほど15年の比較でということですが、大体損益が逆転するのが10年前後というふうに考えております。ただ、もう一方この旧来型の重油システムを使うこと自体で発生する環境負荷の問題、それと現重油タンクを更新しなければならないという問題もあります。そういう状況の中で電気方式を選んだわけでありまして、先ほど少し御説明もいたしましたように、重油方式でいきますと、初期経費は低いですが、今ここにはないですけど、この庁舎の窓際にある送風口にそれぞれ個別の送風設備が入っております。これを運用しながら重油システムで動かしていくんですが、この機械自体が飛び飛びぐらいに壊れておりまして、送風できないようになっております。この辺をいずれ近いうちに更新しなければならないということも想定をされますので、年数は決まっておりますが、この辺の老朽化が進むと早いうちに余分な経費がかかってくるということもあって、今回電気方式を選んだ次第であります。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。今回の空調はちょっとのけて、端的に聞きますけど、庁舎の耐震性の確保、もしくは建て替えについて現状はどのような検討状況にあるのでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

この件につきましては、先般からいろいろ議会からもこの委員会からも御質問を受けておりますが、これまでお答えをしておりますとおり、市長のほうから今後の耐震化のあり方について早急に見直しの指示が来ておりますので、それぞれの方式について今調査、研究を進めているところであります。

以上であります。

○笹井委員

それはいつごろのことになるのか、何か方向性を出すというスケジュール的なものはもうめどが立っておりますでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

最終的な結論につきましては、庁舎建て替えに、仮に建て替えるのであれば、市民の意見等々、いろんな形での調査等も必要でありますので、簡単に今年度末、来年度末、再来年度末というような形でのスケジュールリングまで含めて、全体的な整理はできておりません。

以上でございます。

○笹井委員

現状はそういう状況になるというのは理解いたしました。

ちょっと質問をかえます。市役所の職員の皆さんのうち、何名の方、何割、何パーセントの方が市外に居住しておるのでしょうか。

○小田総務部次長兼総務課長

市の職員、フルタイムの部長2名を含みまして総数386名おります。このうち市外居住者は72名で18.7%となっております。

以上であります。

○笹井委員

わかりました。ときどき市民からも尋ねられることがありますので理解できました。終わります。

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、選管について質問するんですが、投票率の向上の取り組みについてということ

でお聞きしたいんですが、先の参議院選挙がありました。光市内の18歳から19歳の投票率の結果と感想とありますか、それを踏まえてどのような感想を持っていらっしゃるのかお聞かせいただけたらと思います。

○西村選挙管理委員会事務局長

18歳の投票率は41.7%、19歳の投票率は32.78%、合計で37.45%となり、全体の投票率57.53%を20.08%下回りました。

今年2月に市内の高校3年生用に啓発パンフレットを配付したり、あるいは3月25日号の市広報へチラシを折り込んで選挙権年齢の引き下げを周知したりしましたが、県平均37.73%、これは18歳、19歳の投票率なんですが、上回れなかったことは非常に残念に思います。

以上です。

○田中委員

わかりました。光市でも10月に市長選と市議選が予定されておって、県内でも選挙権年齢が18歳になって初めての市議選ということになっておって注目をされておるんですが、そのあたりで参議院選に関してはいろいろな取り組みをしたけど少し低くて残念だったなという結果が出ています。このあたりで何か市長選、市議選に向けて啓発活動とか取り組みを考えられていらっしゃったら教えていただけたらと思います。

○西村選挙管理委員会事務局長

従前どおり、候補者による巡回啓発や防災行政無線からの投票呼びかけ、あるいは候補者を選ぶ判断材料となる選挙広報の発行及び市ホームページへの掲載などにより積極的な情報提供に努めます。

また、投票しやすい環境づくりにつきましても、投票所のスロープ配置や車椅子の配置など、従前同様改善を図ってまいりますけども、今回新たにというような取り組みは現在のところ考えておりません。

以上です。

○田中委員

わかりました。都会のように大型ショッピングセンターがあつてとかということもないので、投票所をどうにかするということもなかなか難しいと思いますので、国政と地方選でどういった結果が出るのか私も注目をしていきたいとは思っています。

選挙のポスターの掲示板についてお聞きしたいと思うんですが、候補者の説明会のほうで設置数を減らしたという説明があつたんですが、今一度、減らす基準についての説明をいただけたらと思います。

○西村選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場を今回減らした数ですが、牛島で2カ所、これ3カ所あつたんですが

2カ所、それから室積の近藤整形外科の前の市道で1カ所、それから島田になりますけども、市民ホールそばの新町公園と島田1丁目のますくビル南側駐車場でそれぞれ1カ所、合計5カ所を前回の参議院議員通常選挙より減少させます。

減らすときの基準ということでございますけども、ポスター掲示場の設置数は、公選法施行令第111条に投票区の面積と選挙人の数に応じ基準が定められております。また、公職選挙法第144条の2第9項において、特別の事情がある場合には当該市町村が定めるところにより、その総数を減ずることができる規定をされており、本市においては条例で特別な事情により設置することが困難であると認められる場合はその総数を減じることができるとしております。

この特別の事情とは、当該選挙区における人口密度、地勢、交通等の事情を言い、具体的には面積の割に選挙人が著しく少ないとか、集落が密集しているとかにより、掲示場の数を減少させることができるということです。

以上です。

○田中委員

わかりました。細かい説明をありがとうございます。

それで、もう一つ最後に聞いてみるんですが、隣の下松市とかでは選挙のポスターを張る掲示板のほうで再利用できるアルミフレームとかの掲示板を使っているところも出てきています。そのあたりでその効果と、光市での使用の考えについて今持っているらっしゃったら教えていただけたらと思います。

○西村選挙管理委員会事務局長

アルミフレームなんですけど、これは耐久性に優れて、また壊れても溶かして再利用できることから資源節約には有効であると考えております。

それから、本市が採用している掲示板の材料については、押しピン、両面テープにより確実に接着できるもので、十分に耐久性のあるものとしております。かつてはベニヤ板を使用しておりましたが、価格にほとんど差がないことから、現在はリサイクル可能な再生紙ボードに変更しています。

アルミフレームを掲示板に採用している市町村ですけれども、県内13市のうち下松市と山陽小野田市が採用しております。これは押しピンは使用できないということで、両面テープによってポスターを張りつけるというふうにしているというところなんです。

ただ、価格については、再生紙ボードと比較すると現状、上昇しておりませんので、価格的には安く上がるだろうというふうに考えられますので、今後は、光市としてもアルミフレームの採用を検討する時期に来ているとは考えております。

○田中委員

わかりました。また環境負荷のほうも少なくという部分もありましたし、お聞きするとシートを張ってあって、一遍に張ってあるポスターもはがすことができるということなので、ぜひその辺、調査研究して導入に向けて動いていただけたらと思います。

もう一点、消防のほうについてお聞きしたいと思います。ちょっとAEDに関しては各所管がまたいでいてどこに聞いたらいいのかわからないで、まとめてお聞きしてみますが、各施設での設置促進、市民への研修の充実ということが取り組み状況に書いてあるんですが、その状況についてお知らせいただけたらと思います。

○中倉消防担当課長

AEDの設置状況についてお答えいたします。

AEDの設置状況については県のホームページ等で情報を収集しているところですが、設置が任意であることや設置した際の届け出が法制化されていないことから、設置施設の全てを把握することは困難な状況でございます。消防で把握しておりますのは、公共施設を中心に93施設でございます。

以上でございます。

○田中委員

なかなか設置を把握するのが難しいというところが現状というお話をお聞きしましたが、これ何ていいますか、AEDの設置に関して目標数的なものというのがあるのかどうなのか。例えば、公共施設だと運動施設だと置かないといけないというような目的別の設置があります。人口当たりとか面積当たりとかというもので目標もあるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○中倉消防担当課長

目標数につきましては、以前委員会で御紹介させていただきました厚労省のAEDの効果的かつ効率的な設置に向けた指針、AEDの適正配置に関するガイドラインによると、AEDの設置場所として多くの人が集まる施設などを推奨しておりますが、目標数につきましては、人口や面積当たりなどの算定の基準が示されていないことから、なかなか目標数を設定することは困難となっております。

なお、推奨場所につきましては、商業施設、宿泊施設、公共施設、学校、会社、高齢者のための介護福祉施設、スポーツ施設などとされております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

それで設置されて整備が進んでいく中で、消防として救急で出ることもあると思うんです。市内のAEDの使用状況について、例えば救急に行ったときにAEDを使用して命が助かっていたとか、使ったほうがよかったのに、そのまま停止していた状況とか、そういったものがもし状況があれば教えていただけたらと思います。

○中倉消防担当課長

AEDの利用状況についての御質問でございます。

まず、AEDについて御説明させていただきます。AEDは心肺停止の状態を確認し、必要な場合のみ電気ショックを行う機器でございます。全ての心肺停止の方に電気ショックを行うものではございません。ご質問の利用状況でございますが、救急隊が現場到着した際に市民によりAEDが装着されていた事例は福祉施設を中心に複数件ございました。その中で電気ショックが実施されていたのは1件でございます。消防としましては、引き続き、救命現場で1人でも多くの市民がAEDを勇気を持って確実に使用できるよう、AEDの使用方法を含む応急手当の普及を促進してまいります。以上でございます。

○田中委員

わかりました。福祉施設で1件というお話がありましたけど、これは先ほども説明があったとおり、確かに設置されていても非常にわかりにくくて、近所にあっても外から見てわからないという状況があるんです。周南市のほうのちょっと例を出してあれなんですけど、周南市のほうに行くと、公民館とかですと、AEDを設置していますというのぼり旗を立てていらっしゃいます。これは端から見ても非常にわかりやすく、普段の生活などで、ここにはAEDがあるんだなということがわかって、市民の意識に植えつけるのにもってこいだなと思いました。

聞くと、ちょっと職員の方が亡くなられたりということもあって力を入れているというお話もお聞きしたんですが、この、のぼり旗とあとステッカーも配られているそうです。これは徳山医師会からのほうの寄贈で行っているということだったんですが、こういったわかりやすいもの、光市でも同様な取り組みができないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○中倉消防担当課長

委員仰せのとおり、外部からAEDの設置の有無がわかりにくい状況でございます。これにつきましては、AEDが施設内で発生した事案に備えることを目的とされていることからです。

委員御紹介の事例につきましては、平成22年に周南市が徳山医師会からのぼり旗とステッカーの寄贈を受け、施設の利用者以外も使用できることを条件に配付しているものでございます。

周南市と同様の取り組みにつきましては、現時点では考えてはおりませんが、寄贈等があれば関係部局と調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、消防としましては、AEDの設置事業所に救急講習等の機会を捉えて設置場所をわかりやすくすることが重要であることを広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。光のほうでもぜひ取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○四浦委員

私のほうは1点だけ、選挙管理委員会事務局にお尋ねをしますが、先行議員が言った投票率の向上というテーマでもあるんですが、中身は違いまして、駐車場の問題です。市内に投票所が何カ所あり、そして駐車場のない投票所というのがそのうち何カ所かというのが、もしおわかりになれば教えてください。

○西村選挙管理委員会事務局長

市内の投票所ですが、参議院議員の選挙の時点で34カ所でございます。そのうち駐車場があるところがどうかというふうにお尋ねでございますが、全てのところを把握しておるわけではございませんので、ちょっとこちらで今お答えすることができません。以上です。

○四浦委員

行政というのはこういう問いかけ方をするとなかなか答えにくいと思いますが、さて、34カ所ということはわかりました。その中で、駐車場の全くない投票所は1割程度でしょうか2割程度でしょうか、そういう形で答えるのはなかなか難しいと思いますが、約ということではいかがでございますでしょうか。答えにくかったら答えんでもいいですよ。

○委員長

答えられませんか、答えられますか。四浦委員、どっちなんですか、回答要らないの。

○四浦委員

それは委員長、やぼなことを言っちゃいけん。答えられませんというのになおかつ回答せよというのは、ここで選挙管理委員会事務局長以外でそういうことを答えられる立場というか、そういう人はいないはずですから、これはやむを得ません。済みません、昨日から言うとけば答えられたかもわかりませんが、今日、にわかなこと直前になって相談をして取り上げることにしたわけですから。

私ども議員はいろいろよろず相談でこういう問題もやっぱり入ってくるんですね。しかし、選挙管理委員会としてもこういう話が入ってくるというのは喜ばしいことではないかと。投票率の向上にもつながるんですね。山奥のほうから、自分の家から随分離れた、何kmも離れたような方がいらっしゃいます。投票所に通うのにやっぱり車が必要です。車で行くが路上駐車しかできないというふうな投票所もあります。そういう点で、これは選管の仕事というのにすれば、なかなか気が引けるような話なんですけど、でも行政としては選管が御努力いただくしかないかなと思いますので、ちょっと具体的な事例を出してみましようね。

和田住宅自治会館というのがあります。相当広範にこの投票所に通われる。農免道路

から、あるいはお隣の団地である丸山町、それから農村地である西河内、さらには荒神、お隣の土井なども入るんだらうと思いますけど、そういうところから車で通ったときに、路上駐車は大変危険だし、やり辛いから何とか投票所に駐車場を設けていただけないか。これは当然の要望であります。

どうするかということになると、自治会館などということになると、やっぱり自治会の協力を得られないとやりようがないかと思いますが、きょうのところは大まかな質問のみにとどめます。選挙管理委員会事務局などがひとつ尽力をして、路上駐車を避けるような措置をとっていくというふうな点ではいかがでしょうか。

○西村選挙管理委員会事務局長

駐車場の問題ですけども、選挙管理委員会がその自治会の駐車場を整備するということはちょっと難しいと考えます。次に考えられることとすると、その近くにある施設で駐車場を持ったところを新たに投票所の変更ということでやれば可能なところはそれはできるかと思います。

以上です。

○四浦委員

特化したというか、市内ほかにも対象投票所はあると思いますけども、あの地域で言うならば、比較的大きな団地である丸山町の場合も同じく駐車場は確かなかったかと思います。どこか空き地があつてそこを使っているのかもわかりませんが、その隣接したところの駐車場というのは確かなかったというふうに思いまして、投票所の場所をかえるというのは難しいかわかりませんが、しかし、これはどうなるかわかりませんよ。和田住宅には連合自治会というものがあつて、その連合自治会長などとも相談をされて、広場を使うというのはいささか恐縮なんですけど、清掃、整備、草刈りなどをやられている広場ではあります。しかし、臨時にあの広場を使わせてもらうという努力はあるのかなという気がするんですけど。

そうすると、1 kmも2 kmも離れたようなところから車で来られた方も安心して投票ができる。投票率の向上にもつながるのではないかということで、今日のところは非常に大まかな質問になるんですけど、選管のほうとしてはどのように受けとめるか。

ちょっと踏み込んだ話もしましたので、そこらとかみ合うお答えをいただければ助かりますが。

○西村選挙管理委員会事務局長

今の御質問ですが、投票場所はその和田の自治会館でやるけども、その近くに空地があるからそれを交渉して駐車場にしてはどうであろうかという御質問かと思いますが、当然そちらの所有者と交渉ということになりますので、それをどうこうというのは今できませんけども、そういった、例えば近くにもしあるのであれば、そういうのは可能ではないかというふうに考えています。

以上です。

○四浦委員

34ある投票所ですから、もうつぶさに全部頭に入っているわけではないということはおわかりましたが、実は近くというか、付近ではないんですね。いわゆる自治会館は広場の一角を占めているんですね。隣りあわせというよりは同じ場所なんです。そのようなところもありますので、投票率の向上を図っていくためにそういう努力を選管のほうもしていただきたいということを強調して、私は終わります。